

犬山市議会第 8 5 号議案

犬山市水道事業給水条例の一部改正について

犬山市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

犬山市長 原 欣 伸

(説 明)

この案を提出するのは、水道料金の額の改定等のため必要があるからである。

犬山市水道事業給水条例の一部を改正する条例

犬山市水道事業給水条例（平成１０年条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項、第６条第３項及び第１７条第１項中「申し込み」を「申込み」に改める。

第１８条第１項中第２号を削り、第３号を第２号とし、同条第２項中第３号を削り、第４号を第３号とし、第５号を第４号とし、第６号を第５号とする。

第２３条第１項中「表により算出した額」を「各号に掲げる料金の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額」に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

(1) 基本料金 次の表に掲げる額

メーターの口径	基本料金（１使用月につき）
４０ミリメートル以下	４２９円
５０ミリメートル	３，５６０円
７５ミリメートル	９，４５８円
１００ミリメートル以上	１５，１５８円

(2) 従量料金 次の表の使用水量の欄に掲げる使用水量の区分に応じ、同表金額（１立方メートルにつき）の欄に掲げる額の合計額

メーターの口径	従量料金（１使用月につき）	
	使用水量	金額（１立方メートルにつき）
４０ミリメートル以下	１０立方メートルまでの部分	３６円
	１０立方メートルを超え ２０立方メートルまでの部分	８７円
	２０立方メートルを超え	１４９円

	30立方メートルまでの部分	
	30立方メートルを超える部分	209円
50ミリメートル以上	30立方メートルまでの部分	149円
	30立方メートルを超える部分	209円

第23条第2項を次のように改める。

- 2 前項の場合において、1個のメーターが設置された共用給水装置で水道を使用する場合の料金は、各戸の給水管と同一口径のメーターが各戸に設置されたものとみなして計算した額の合計額とすることができる。

第24条中「いう」を「いう。以下同じ」に改める。

第25条（見出しを含む。）中「使用水量及び用途」を「使用水量」に改め、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (4) 前条ただし書の規定により定例日以外の日に検針を行ったとき。

第25条第5号中「用途その他算定基準」を「算定基準」に改める。

第26条第1項中「月の」を「第24条の規定による料金の算定の期間（以下「料金算定期間」という。）の」に、「次のとおり」を「、第23条第1項の規定により算出した額から、同項第1号の表に定める1使用月当たりの基本料金に0.5を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額を減じた額」に改め、同項各号を削り、同条第2項を次のように改める。

- 2 料金算定期間の中途においてメーターの口径に変更があった場合は、その使用日数の多いメーターの口径によって料金を算定する。

第29条第1項第3号を削り、同項第4号中「1回につき 1, 0

〇〇円」を「第５条の規定による申込み１件につき ２, 〇〇〇円」に改め、同号を同項第３号とし、同項中第５号を削り、第６号を第４号とし、第７号を第５号とする。

附 則

- １ この条例は、令和９年４月１日から施行する。
- ２ 改正後の第２３条及び第２６条の規定は、令和９年７月１日以後の請求に係る料金について適用し、同日前の請求に係る料金については、なお従前の例による。

○犬山市水道事業給水条例の一部改正のための新旧対照表

新（改正後）	旧（改正前）														
（給水装置の新設等の申込み） 第5条 略 2 前項の<u>申込み</u>に当たり、市長が必要と認めるときは、利害関係人の同意書の提出を求めることができる。 （新設等の費用負担） 第6条 略 2 略 3 市長は、給水の<u>申込み</u>に応ずるため、既設管から給水管を分岐するとき、は、既施設に要した費用の一部を給水の申込者に負担させることができる。 （メーターの貸与） 第17条 メーターは、市長が設置して、水道の利用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道利用者等」という。）に保管させる。ただし、市長が必要と認めたときは、給水装置の新設等の<u>申込み</u>をした者のメーターを設置することができる。 2及び3 略 （水道の使用中止及び変更等の届出） 第18条 略 (1) 略 <u>(2)</u> 略 2 略 (1)及び(2) 略 <u>(3)～(5)</u> 略 （料金） 第23条 料金は、次の各号に掲げる料金の区分に応じ、当該各号に定める額の<u>合計額</u>に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。	（給水装置の新設等の申込み） 第5条 略 2 前項の<u>申し込み</u>に当たり、市長が必要と認めるときは、利害関係人の同意書の提出を求めることができる。 （新設等の費用負担） 第6条 略 2 略 3 市長は、給水の<u>申し込み</u>に応ずるため、既設管から給水管を分岐するとき、は、既施設に要した費用の一部を給水の申込者に負担させることができる。 （メーターの貸与） 第17条 メーターは、市長が設置して、水道の利用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道利用者等」という。）に保管させる。ただし、市長が必要と認めたときは、給水装置の新設等の<u>申し込み</u>をした者のメーターを設置することができる。 2及び3 略 （水道の使用中止及び変更等の届出） 第18条 略 (1) 略 <u>(2) 本来の用途外に使用するとき。</u> <u>(3)</u> 略 2 略 (1)及び(2) 略 <u>(3) 給水装置の用途に変更があったとき。</u> <u>(4)～(6)</u> 略 （料金） 第23条 料金は、次の表により算出した額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 <table><tr><th rowspan="2">用途</th><th colspan="4">水道料金（1使用月につき）</th></tr><tr><th>基本水量</th><th>基本料金</th><th>超過水量</th><th>超過料金（1立方メートル</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	用途	水道料金（1使用月につき）				基本水量	基本料金	超過水量	超過料金（1立方メートル					
用途	水道料金（1使用月につき）														
	基本水量	基本料金	超過水量	超過料金（1立方メートル											

新（改正後）		旧（改正前）				
						につき)
		家事 用	5立方メート ルまで	4 5 5 円	5立方メートル を超え10立方 メートルまで	3 6 円
					10立方メート ルを超え20立 方メートルまで	7 1 円
					20立方メート ルを超え30立 方メートルまで	1 2 1 円
					30立方メート ルを超えるもの	1 4 1 円
		業務 用	5立方メート ルまで	5 7 5 円	5立方メートル を超え10立方 メートルまで	6 1 円
					10立方メート ルを超え20立 方メートルまで	1 3 1 円
					20立方メート ルを超え30立 方メートルまで	1 6 6 円
					30立方メート ルを超えるもの	1 9 1 円
		湯屋 営業 用	100立方メ ートルまで	2, 8 4 0 円	100立方メー トルを超えるも の	7 6 円

(1) 基本料金 次の表に掲げる額

メーターの口径	基本料金（1使用月につき）
40ミリメートル以下	4 2 9 円
50ミリメートル	3, 5 6 0 円
75ミリメートル	9, 4 5 8 円
100ミリメートル以上	1 5, 1 5 8 円

新（改正後）	旧（改正前）																			
(2) <u>従量料金</u> 次の表の使用水量の欄に掲げる使用水量の区分に応じ、同表金額（1立方メートルにつき）の欄に掲げる額の合計額 <table><tr><th rowspan="2"><u>メーターの口径</u></th><th colspan="2"><u>従量料金（1使用月につき）</u></th></tr><tr><th><u>使用水量</u></th><th><u>金額（1立方メートルにつき）</u></th></tr><tr><td rowspan="4"><u>40ミリメートル以下</u></td><td><u>10立方メートルまでの部分</u></td><td><u>36円</u></td></tr><tr><td><u>10立方メートルを超え20立方メートルまでの部分</u></td><td><u>87円</u></td></tr><tr><td><u>20立方メートルを超え30立方メートルまでの部分</u></td><td><u>149円</u></td></tr><tr><td><u>30立方メートルを超える部分</u></td><td><u>209円</u></td></tr><tr><td rowspan="2"><u>50ミリメートル以上</u></td><td><u>30立方メートルまでの部分</u></td><td><u>149円</u></td></tr><tr><td><u>30立方メートルを超える部分</u></td><td><u>209円</u></td></tr></table>	<u>メーターの口径</u>	<u>従量料金（1使用月につき）</u>		<u>使用水量</u>	<u>金額（1立方メートルにつき）</u>	<u>40ミリメートル以下</u>	<u>10立方メートルまでの部分</u>	<u>36円</u>	<u>10立方メートルを超え20立方メートルまでの部分</u>	<u>87円</u>	<u>20立方メートルを超え30立方メートルまでの部分</u>	<u>149円</u>	<u>30立方メートルを超える部分</u>	<u>209円</u>	<u>50ミリメートル以上</u>	<u>30立方メートルまでの部分</u>	<u>149円</u>	<u>30立方メートルを超える部分</u>	<u>209円</u>	
<u>メーターの口径</u>		<u>従量料金（1使用月につき）</u>																		
	<u>使用水量</u>	<u>金額（1立方メートルにつき）</u>																		
<u>40ミリメートル以下</u>	<u>10立方メートルまでの部分</u>	<u>36円</u>																		
	<u>10立方メートルを超え20立方メートルまでの部分</u>	<u>87円</u>																		
	<u>20立方メートルを超え30立方メートルまでの部分</u>	<u>149円</u>																		
	<u>30立方メートルを超える部分</u>	<u>209円</u>																		
<u>50ミリメートル以上</u>	<u>30立方メートルまでの部分</u>	<u>149円</u>																		
	<u>30立方メートルを超える部分</u>	<u>209円</u>																		
2 <u>前項の場合において、1個のメーターが設置された共用給水装置で水道を使用する場合の料金は、各戸の給水管と同一口径のメーターが各戸に設置されたものとみなして計算した額の合計額とすることができる。</u> （料金の算定） 第24条 料金は、隔月の定例日（料金算定の基準日として、あらかじめ市長が定めた日をいう。以下同じ。）にメーターの検針を行い算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、市長は、定例日以外の日に検針を行うことができる。 （使用水量の認定） 第25条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>使用水量</u>を認定する。 (1) 略	2 <u>前項の表において、用途の定義は次に掲げるとおりとする。</u> (1) 「<u>家事用</u>」とは、一般家庭に使用するものをいう。 (2) 「<u>業務用</u>」とは、第1号及び第3号に該当しないものをいう。 (3) 「<u>湯屋営業用</u>」とは、一般公衆浴場に使用するものをいう。 （料金の算定） 第24条 料金は、隔月の定例日（料金算定の基準日として、あらかじめ市長が定めた日をいう。）にメーターの検針を行い算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、市長は、定例日以外の日に検針を行うことができる。 （使用水量及び用途の認定） 第25条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>使用水量及び用途</u>を認定する。 (1) 略																			

新（改正後）	旧（改正前）
(2)及び(3) 略 (4) 前条ただし書の規定により定例日以外の日に検針を行ったとき。 (5) 算定基準の届出が事実と相違するとき。 （特別な場合における料金の算定） 第26条 第24条の規定による料金の算定の期間（以下「料金算定期間」という。）の中途において水道の使用を開始し、又は中止したときの料金は、第23条第1項の規定により算出した額から、同項第1号の表に定める1使用月当たりの基本料金に0.5を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額を減じた額とする。	(2) 料率の異なる2種以上の用途に水道を使用するとき。 (3)及び(4) 略 (5) 用途その他算定基準の届出が事実と相違するとき。 （特別な場合における料金の算定） 第26条 月の中途において水道の使用を開始し、又は中止したときの料金は次のとおりとする。 (1) 使用水量が、基本水量の2分の1以下のときは、基本料金の2分の1 (2) 使用水量が、基本水量の2分の1を超えるときは、1か月分として算定した金額
2 料金算定期間の中途においてメーターの口径に変更があった場合は、その使用日数の多いメーターの口径によって料金を算定する。 （手数料及び分担金） 第29条 略 (1)及び(2) 略 (3) 第7条第2項の工事の検査をするとき 第5条の規定による申込み1件につき 2,000円 (4)及び(5) 略 2 略	2 月の中途においてその用途に変更があった場合は、その使用日数の多い用途の料金を適用する。 （手数料及び分担金） 第29条 略 (1)及び(2) 略 (3) 第7条第2項の設計審査（材料の確認を含む。）をするとき 1件につき 1,000円 (4) 第7条第2項の工事の検査をするとき 1回につき 1,000円 (5) 使用中止中の給水装置を開栓するとき 1回につき 300円 (6)及び(7) 略 2 略